

質問に対する回答

案件名称	令和6年度 東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託
------	--------------------------------------

番号	質問	回答
No. 1	<p>「共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員全体で建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受け」とございますが、例えば代表者が「都市計画及び地方計画部門」と「河川、砂防及び海岸・海洋部門」のいずれの登録も受けている場合は、その他の構成員がいずれの登録を受けていない場合でも要件を満たしているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
No. 2	<p>「設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が各技術者を配置すること。」とございますが、様式4では代表者企業に所属する技術者のみを記載し、その他の構成員に所属する技術者は様式4に記載不要ということでしょうか。</p> <p>また、その場合技術提案説明書のp.5に「共同企業体を結成している場合は、各構成員が配置する担当技術者の評価点の平均点を採用する。」とございますが、代表者企業以外の構成員に所属する技術者の評価点はどのように算出されるのでしょうか。</p>	<p>様式-4については、様式-3に記載されたすべての配置予定技術者の経歴等を記載してください。なお、担当技術者は各構成員より1名以上配置するものとし、様式-3に記載してください。</p> <p>共同企業体を結成している場合の担当技術者の評価は、様式-3に記載された担当技術者を対象とし、2名以上の担当技術者を配置する場合には、各担当技術者の評価点を平均点として採用します。</p> <p>[例] (担当技術者①+担当技術者②+担当技術者③)÷3×2 =評価点(小数点以下第二位止め)</p>